明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（法務四二）　一
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）　二
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院六）　二
〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁三一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇〇）　三
○大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一五六）　四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二四七）　五
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一二二二）　七
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一二二三）　七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一二二四）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通六九九、七〇〇）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三五～一三九）　九
○道路に関する件（中部地方整備局九二）　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○法務省令第四十二号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十九日

法務大臣　三好　雅子

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）
第六十四条　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。	**第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
〔一・二　略〕	〔一・二　同上〕
三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号、第三号及び第六号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二	三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号及び第三号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号及び第七号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六